

令和7年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和7年6月11日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

第38号議案 幸田町税条例の一部改正について

第40号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第41号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第43号議案 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事）

第44号議案 工事の請負契約について（高齢者生きがいセンター移転施設改修工事）

第45号議案 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）

第46号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	11番 藤江徹君
12番 稲吉照夫君	13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君
15番 都築幸夫君	16番 廣野房男君	

欠席議員（2名）

9番 鈴木久夫君	10番 黒木一君
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	池田和博君	企画部長	内田守君
総務部長	菅沼秀浩君	参事（税務担当）	稲熊公孝君
危機管理監	長谷優一郎君	住民こども部長	三浦正義君
健康福祉部長	谷川啓君	参事（健康保健担当）	相川美代子君
環境経済部長	大熊隆之君	建設部長	鳥居靖久君
上下水道部長	齋藤啓一君	消防長	山本秀幸君
教育部長	山本晴彦君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
局 長 岩瀬 仁史君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ここで御報告いたします。

9番 鈴木久夫議員及び10番 黒木一議員は疾病のため、本日の会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 菅沼秀浩君 登壇〕

○総務部長（菅沼秀浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

〔総務部長 菅沼秀浩君 降壇〕

○議長（廣野房男君） ただいまの出席議員は、14人であります。

定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（廣野房男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は15人であります。

日程第1

○議長（廣野房男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 長谷川 進議員、6番 岩本知帆議員を指名します。

日程第2

○議長（廣野房男君） 日程第2、第37号議案から第47号議案までの11件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に行い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第37号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 37号議案でありますけれども、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の改正によって行われるものであります。

そして、情報システムの標準化に基づいて、住登外者宛名情報の管理をしていくとい

うものでありますけれども、まず、この公布の日と施行期日につきましては公布の日となっておりますけれども、公布の日、いつから施行されるわけでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 公布の日ということですので、議決をされた日ということとであります。

お願いします。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） それでは、住登外者宛名情報の管理、これは町長部局、そして教育委員会部局がございますけれども、これどのようなものがあるのか、種類について、数についてお答えください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民基本台帳をはじめとする18の複数業務を統合した標準準拠システムをオールインワンパッケージシステムとして、令和8年1月26日の運用を目指し、構築、移行作業を進めています。

標準準拠システムには、宛名番号を管理するシステムの一部機能で、住民として、住民基本台帳に記録されていないもの、いわゆる住登外者を住登外者宛名番号管理機能として装備し、各業務間において情報連携をしております。

住登外者を登録し、個人番号をひもづけることで、町の知り得ない所得情報等を情報提供ネットワークシステム、いわゆる中間サーバーを介して取得することができる仕組みとなっております。

標準準拠システムで住登外者を利用する種類、業務といたしましては、児童手当、子ども・子育て支援、個人住民税、就学、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療の8業務がございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 行政間のやり取りの中で、その中には中間サーバーがあるわけがございますけれども、この中間サーバーが攻撃を、サイバー攻撃をされたらどうなるのかということとありますけど、その辺のところの行政間の仕組みはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 行政間の仕組みということとありますけれども、住登外者に個人番号、それからマイナンバーをひもづけたしまして、マイナンバーを直接用いず、各機関から振り出された符号を利用して、中間サーバーから必要な情報を取得する仕組みとなっております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） ですから、この中間サーバーがサイバー攻撃をされたら情報が漏れてしまうというようなこともあり得るといことが懸念されるわけとありますけれども、その辺のところの可能性というのが懸念されるわけですね。

ですので、その辺はきちんと情報が守られると、その辺のやり取りっていうのは行政間同士で行われているんでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 情報連携につきましては、一般のインターネット回線ではなく、行政機関等同士が専用の閉ざされたネットワークを用いて行政手続に必要な情報をやり取りするネットワークで構成されています。

こちらのほう、俗にL GWANといわれる、そういったシステムで行われておるということで、あくまでも一般のネットワーク回線、インターネット回線ではない回線を使っておるといところでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） L GWANによって行政間のやり取りがされるということで一般ではないわけでありますが、しかしながら過去におきましても、こうしたやり取りの中で情報も漏えいしているということも、これは新聞報道でも明らかであります。

そこで今回の場合ですと、それぞれの行政間において情報を集積することによって、データの流出、情報の漏えい、これが危険性として指摘されるのではないかというふうに思いますが、再度この点についてきちんと守られる、そうした確かな証拠として、どのようなものがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 情報につきましては、個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施する。それから個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施する。アクセス制御により、アクセスできる人の制限、管理を実施する。それから通信の暗号化を実施、緊急時体制にて安全・安心のセキュリティ対策を講じていると。それから先ほど申しましたとおり、情報連携については行政機関同士が専用の回線によって接続をするという、そういったプロセスを得まして、安全性を担保しているところでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

次に、1番、藤本和美議員の質疑を許します。

1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 同じく第37号議案です。

種類については、今8業務ということでお聞きいたしました。

こちらの8業務、該当するのは人数ですね、お伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 住登外者の数ということでございます。

住登外者の数については、まず一度でも住民になった方については、住民喪失後、充当外というものに当たります。それから一度も町民になったことのない方についても、そのまま充当外という2種類が大きくございます。

これらを合わせて、5万148人が充当外の対象となっております。

この数字を見ますと5万ということであまり大きいように思われますけれども、これは過去からの積み上げということで、死亡された方も含めて載っておると。こちらは今までの履歴がありますので、この死亡した方を切ってしまうと、今までの履歴が

見れなくなると、そういった不具合がありますので、そういった方も含めて充当外として管理をしておるといふことでもありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 自治体間の情報連携をしていくといふことで、行政サービスが受けやすくなるのかなと思ってるんですが、これは本人の届出制といふか、何かをアクションをしてひもづけされるのか、もうこちらから、行政側からどんどんひもづけていくのか、どちらでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 例え、この住登外について具体例といたしましては、保険料の算定におきまして、世帯収入で保険料を算定することから、両親の一人が何らかの事情により町外に住所を有して、いない場合には住登外を設定して、情報提供ネットワークシステム、こちら中間サーバーを介して住所地に所得情報等を照会して、町のほうから照会、取得し、保険料を算定するといふ形をとっております。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本和美議員の質疑は終わりました。

以上で、第37号議案の質疑を終わります。

次に、第38号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 幸田町税条例の一部改正でありますけれども、今回改正されるのが公示送達関係、そして町民税関係、固定資産税関係と、そういうふうになっているわけですが、その中で公示送達関係、第20条の公示送達の見直しについてお聞きをしたいと思ひます。

この公示送達の見直し、私自身はこれ初めての見直しだといふふうに思っております。今まで役場の入り口等に掲げてあった、それが今度は見直しによってインターネットを用いるといふことでもありますけれども、まず、この公示送達の見直しについて、それについて詳しくお答えいただきたいといふふうに思ひます。

○議長（廣野房男君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） この公示送達につきましては、相手方の住所、居所、その他、氏名とか居所、その他、送達をすべき場所が不明等であること等によりまして、書類の送達が不可能である場合におきまして、所定の公示手続をとって、公示がなされてから一定期間、地方税法に基づく公示送達の掲示の期間は7日間と定められておりますが、この期間が経過した後においては、書類の送達があったものとみなすといふ制度でございます。

現在行っておる公示送達につきましては、役場の正面玄関の外の東側の掲示場、こちらに公示事項を掲示することによりまして、公示送達の手続を行っております。

それが今回の改正によりまして、現行の先ほど言った書面の掲示に加えまして、電子計算機の画面に表示したものの、これは分かりやすく言ひますと、役場の各担当窓口等々でパソコンの画面に映したものを閲覧できるといふことに加えまして、先ほど丸山議員が言われたとおり、インターネットを用いて不特定多数の方が閲覧できるようにする措

置を講じるように改正をするといったものでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） インターネットを用いることで、不特定多数の方が閲覧をできる。こういうことによって、個人名等やあるいは住所、そのようなものが今までは紙媒体によって特定の場所でしか見れなかったものが、それが全国に流れてしまうというようなことで、プライバシーの関係、これはどうなるのかということでありまして、その辺については個人情報を守られるのかということでありまして、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） この公示送達のデジタル化への対応に係るこの本改正は、先ほどお話ししたとおり、そもそも不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとして、インターネットを用いて公示送達が実施できるようにするという改正でございます。

そのため、送達を受けるべき者の氏名、住所とともに、公示送達制度の対象である旨の情報等を誰でもすぐに見ることができて、それがために容易に拡散される可能性や、その情報拡散等によりまして、情報の削除が困難になるなど、プライバシー保護の観点からも国のデジタル庁においても重大な懸念があるということを言われておりまして、また国の各主務省庁においても、その点について議論がされておる状況となっておりますのでございます。

令和6年12月26日付で、デジタル庁のほうから、ちょっと長いんですけども、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う主務省令の改正要領及び公示送達のデジタル化の運用方針についてというものの第一版というのが示されておるところでございます。

その中で、公示送達の実施の要否に関する慎重な検討や公示事項の見直し、そしてインターネット上の機械的な情報収集手法への対策などが簡単に示されておりまして、プライバシーの拡散への懸念を完全に払拭するものではないものの、一定程度を低減することができる対策等が考えられておるという状況でございます。

本改正につきましては、デジタル規制改革推進一括法の公布、これは令和5年6月16日でございますけれども、この日から3年以内に施行するということでございまして、今のところの予定では民事訴訟法における、こちら公示送達ですけども、そちらの見直しに関わる法律の改正が令和8年5月24日に施行される予定でございまして、それに合わせて本改正も施行されるという予定でございますので、今後、デジタル庁の運用方針や各主務省庁において検討されている内容等を踏まえ、また近隣市の取組なども参考にして、ちょっと検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、情報が曖昧になってしまって、確実に本人には届かなくなるというような懸念もあるわけですね。

そうしますと、例えば令和8年5月24日から運用開始ということになるならば、なぜ、まだ確定もしてない、そしてプライバシーの問題もどうなるか分からない、デジタル庁も重大な懸念があるということで躊躇している部分もあるということであるならば、

きちんとしたことが確定するまでは、今回のこの公示送達の見直しは必要ないんじゃないかと思うわけでありますけれども、その辺を急いだ経過っていうのはどのような流れの中でなったんでしょうか。

○議長（廣野房男君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） この本改正は先ほど言ったように、民事訴訟法における公示送達等々、様々な公示送達につきましてデジタル社会の構築という中で、今回いろんな主務省庁の法律のほうで改正をされるといった状況の中で、この税につきましても改正をされるといったものでございます。

そもそもこの公示送達でございますけれども、もともと役場の正面玄関の掲示場に掲示しておるだけでは、当然その本人にその情報が行くってということはないわけでございます、そういう意味ですと、やはりインターネット等を介して誰もが、不特定多数の人が誰もが確認できるような状況を取るっていうのは、今の世の中の状況の中で必要かなと考えておる一方で、やはり先ほど丸山議員が言われたとおり、プライバシーの保護の観点からも非常に問題があるということで、私自身も大変難しい問題だなと思っておりますけれども、これについては先ほどからお話しさせていただいたとおり、国のほうでもその対策についていろんな、一発で、インターネット上で一発で検索できないようなやり方ですとか、そういうようなやり方を今いろいろ検討されているということなので、まずこの法律については今回交付させていただいて、運用までまだ時間がございますので、また国のほうでいろいろ検討されておるといってございまして、そちらを参考にしながら、本町においても対応をしっかりとっていきたいというふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 問題があるから、まだまだその執行を来年の5月24日までできないと、やれないというようなことがあるということが分かりましたけれども。

そもそも今までの公示送達の方法に何か不具合があったのかということでもありますけれども、そうした事例っていうのはあったんでしょうか。わざわざインターネットを通じて全国に流すような、そういうようなことが本当に必要だったのかということですが、不具合があったかなかったかをお尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） これまでこの公示送達につきましては、例えば令和6年度の実績では税に関する件で279件ございまして、すみません、私の知る限りのお話でございますけれども、これに対して特にどうこういった問題があったっていうのは聞いてはいません。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） こうしたプライバシーに関わる、個人情報に関わるものにつきましては、やはり悪用される恐れっていうのもあるわけでございますので、そうしたことが十分配慮された取組にされるように、きちんとやっていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（廣野房男君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） 先ほど、私のほうからもお話しさせていただいて、この問題、非常に難しい、表裏一体的な感じで非常に難しいとは思いますが、国のほうはいろいろ対策のほうを考えておりますし、各近隣市町村とも情報を共有しながら、極力プライバシーの保護に対応できるような形で考えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

次に、6番、岩本知帆議員の質疑を許します。

6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 加熱式たばこにかかる町たばこ税の課税方式の見直しが予定されておりますが、実際、見直し後の税収見込額を教えてください。

○議長（廣野房男君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） まず、たばこ税の令和6年度の決算額、まだ決算を打てていないので、ほぼほぼ決まっておりますけど、決算額につきましては2億8,928万6,000円で、これ対前年度、令和5年度比で98.6%、413万5,000円の減を見込んでいるところでございます。

税率につきましては、紙巻きたばこ、加熱式たばこともに1,000本当たり6,552円でございます。そうしますと、1本当たりになりますと、1本当たり6,552円でございます。その課税するための標準の本数、これが決算見込額を税率で割り返しますと、約1年間で4,415万2,000本で、その内訳としまして、その57%、約2,516万7,000本、57%が紙巻きたばこ。そして、その残りの43%、これが1,898万5,000本が加熱式たばことなっております。紙巻きたばこが57%で、加熱式たばこは約43%という状況になっております。

現行の加熱式たばこの課税方式につきましては、これ非常に複雑な計算方法となっております。加熱式たばこを重量と小売価格でもって紙巻きたばこの本数に換算をしますと、非常にちょっと面倒くさいんですけども、その本数に換算をしまして、それに税率を乗ずる方式をとっております。紙巻きたばこ1本に対して、加熱式たばこの、これ商品によって0.6本とか0.7本程度に換算されるものもありますが、大体おおむね、紙巻きたばこ1本に対して、加熱式たばこは0.8本程度に換算を大体されておる状況でございます。

それが今回の改正によりまして、今まで重量と小売価格でもって本数換算しておったものを重量のみで紙巻きたばこの本数に換算する方式になりまして、そして加熱式たばこ1本に対して、紙巻きたばこが1本程度。つまり同じ本数として換算をしていこうというものが、そもそも今回の改正の内容になっております。

議員、お尋ねの改正後のたばこ税の税収見込額につきましては、令和6年度実績見込みを基に試算しますと、加熱式たばこの課税の標準本数が先ほどお伝えした1,898万5,000本ですけれども、それが2,373万1,000本相当となりまして。そうしますと474万6,000本程度が増えるんじゃないかということで、おおむね3,000万円程度の増収になるんじゃないかと思っております。

ただ、令和8年度につきましては、この加熱式たばこの増税への激変緩和の観点から、

令和8年4月1日施行ですけれども、4月1日から9月30日までの半年間、これはちょっと激変緩和されておりました、改正前の本数換算と改正後の本数換算を0.5ずつ、半々で計算をするということになっておりました、令和8年10月1日からこの改正どおり、100%本数を重量で換算するやり方になるということをごさいますと、そうしますと、令和8年度につきましてはおおむね2,000万円程度増収になるのではないかとこのように思っております。

ただ、これにつきましても、今後、国のほうの、国のたばこ税の税率がどうやら令和9年4月から、あと10年4月から、それと11年4月からの3年間にわたって、1本当たり0.5円ずつ増税をされるというのが今回の税制改正で決まっております。3年間で約1.5円程度引き上げることをごさいますので、今までの統計から見ますと、税金が上がりますと、当然、価格にその部分が跳ね返ってきて価格が上がると。そうすると、たばこ喫煙者の数が大体減ってるというのが統計上出ているということと、この健康志向が高まっているという状況を見ますと、先ほど言ったように平年ベースでいくと3,000万円程度増収、令和8年度については2,000万円程度増収ではないかと思っておりますけれども、それよりも実際は増えないんじゃないかなというふうに見込んでおるところでございます。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本知帆議員の質疑は終わりました。

以上で、第38号議案の質疑を終わります。

次に、第39号議案の質疑は通告なしでありますので、質疑を打ち切ります。

次に、第40号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 保育所の園医の配置についてでありますけれども、県の指摘があったことを受けて改善を図るということでありますけれども、この嘱託医の配置というのは今度はどのようにしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 配置につきましては、これまでと変わりございません。

町立8保育園に対しまして、現在、内科医、小児科医3人、それから歯科医6人の方に委嘱しております。このまま変わらないということをごさいます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今までと変わらないということであったならば、なぜこのような指摘があったのか伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 今回の監査の指摘でございます。

まず、県の児童福祉行政指導監査につきましては、児童福祉法第46条に基づきまして、都道府県が公立・公営保育所の指導監査を行うもので、愛知県福祉局、子育て支援課の職員2名が来庁いたしまして、2日間にわたって監査をしておるものをごさいます。

本監査につきましては毎年実施されておりました、昨年度、令和6年度につきましては11月22日と25日、町立保育園を所管するこども課及び8保育園に対して行われ

たものでございます。

この中で、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というのがございます。こちらに基づいて監査のほうをしていかれる部分でございますが、その第33条におきまして、保育所には保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないという文言がございます。この嘱託医という文字が、今回私どもの中にはその文字がなかったものですから、ここに嘱託医というのを入れてくださいという指摘があったということでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回の指摘の中では、嘱託医をきちんと表に、条例の表にうたって、そして位置づけをしていくということを言われたということでもあります。

ですので、現在の体制の中身は変わらないということで、文言の配置だけだったということは分かりました。

そこでお伺いをするわけでございますけれども、今までこの園医さんにつきましては非常勤ということになっておりましたけれども、今までと変わらない配置で非常勤ということで、必要に応じて検診をしていくと、こういうようなことに変わりないかお尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 嘱託医、いわゆる園医につきましては、これまでどおり健康診断をお願いしていきます。この健康診断につきましては、こちら児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中で定められておまして、それに基づいて健康診断の実施が求められているものでございます。

本庁におきましてもその基準に基づきまして、まず入園時の健康診断、こちら内科でございます。定期健康診断を2回やることになっておりますので、内科につきましては6月と10月の2回、それから歯科医につきましては1回ですけれども、10月に実施する予定でございます。

今後も引き続き、その予定で行う予定でございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回、県の指摘があったということでもありますけれども、今まで毎年このような指導監査があるにもかかわらず、今回なぜこのようなことがあったのかということでもありますけれども、今まではこれは指摘をされなかったわけですね。

例えば、今回たまたま見つけられて指摘をされたということかもしれませんけれども、園医については分かりました。

それで、こういった他市町の保育所におきましては、看護師、栄養士、それぞれ配置をしているというところもあるわけでございますが、そうした例えば、保育士以外の看護師について、これは3歳未満児保育をやっているところにおきましてもそうなんです、やはり常駐をしているというところもあるわけですが、その点については今回は指摘をされなかったのか、それとも幸田町の体制はそれでオーケーだったのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 県が毎年行われておりますけど、今回どこを指摘するか

というのは県のほう決めてきますので、これまでは、この文章につきましては指摘はされてなかった。今回1つのテーマとして挙げてこられたかなというふうには想像しておるところでございます。

看護師等につきましては、私どもの方では、この第1項のほう、その他の職員の中に看護師というのを含めて考えておりますので、引き続きそちらの方で看護師でありますとか栄養士でありますとか助産師、こういったものはもうその他の職員の中で適用させてまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回は嘱託医であったわけでありましたが、それぞれ隠された、隠されたじゃないですが、その他の職員の部分にうたわれている、こうした配置基準、それはやはり、見える形の中できちんと位置づけをするっていうのが必要じゃないかなというふうに今回感じました。

それで、やはり保育園児の健康面や、あるいは周囲の状況等も確認をしながらお預かりをするという、こういう体制になっているものですから、そうした点におきましてはきちんとこれから条例の中に、その他の非常勤じゃなくて明記をしていく必要があるんではなかろうかなというふうに思いますが、その点については今回、県の指摘はなかったわけでありましたが、町としてはどのような考え方の中でいくおつもりか伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 今回の条例につきましては基準に、先ほど申し上げました基準の第33条、保育所には保育士、嘱託医及び調理を置かなければならないという規定に基づいて県から指摘があったものでございます。

今回、嘱託医をっていうのを明確に条例のほうにうたわさせていただきます。栄養士、それから看護師等につきましては、あくまでまだ基準の上では乗って来てないわけでございますので、当面はこのままその他の職員として、いろいろまた今後、いろいろな方が職種を採用していく可能性もありますので、当面はちょっとその他の職員という形で示させていただければと思いますけれども、実際にこういう方たちがお見えになるということにつきましては、あらゆる場面でいろいろちょっと今、答えとしては出てこないかもしれませんが、いろいろな場面で看護師もいるよ、栄養士もいるよ、助産師もいるよ、そういったところはPRはしてまいりたいというふうに思います。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第40号議案の質疑を終わります。

次に、第41号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 毎年、この国保税の引上げというのが行われているわけでありませう。幸田町にありましては、この限度額、課税限度額の引上げということで国が引上げを図ると同時に、幸田町も引上げを図ることが行われてきておりますが、今現在、限度額、課税限度額につきましては106万円となっております。これが基礎課税額を

1万円引上げ、そして後期高齢者支援金の課税額、これを2万円引上げということで、3万円の引上げを図り、そして、それが合わせますと、介護納付金も合わせますと109万円に限度額が引上げというふうになるわけであります。

これでは、もう本当に高く払えないと、こういう国保税、何とか引き下げてほしいというのがみんなの願いでありますにもかかわらず、国は限度額を引き上げるわけであります。

そして、幸田町にあっては限度額の引上げで、あとは所得割、そして均等割、平等割、この引上げは行われたい、据置きということでいいわけでありますけれども、こうした限度額の引上げに伴って資料を出していただきました。影響のする人数があります。66世帯がこの109万円になってしまうということからすれば、本当に高く払えない金額になるのではなかろうかということになります、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 引下げに挙げる根拠につきましては御存じのとおり、法改正にのっとるものでございます。

今回の課税限度額の改正する影響額、少し表の御説明をさせていただきます。世帯数として66世帯、一番下の合計欄でございますが、人数として197名。税の増収としては170万円とありますが、実際に今回の改正前の合計になっております。下の2番目の低所得者に係る軽減のほうでございますけれども、こちらは44世帯、こちらは単純に44世帯増え、単純に74名増え、86万6,000円の減額。トータルしますと、一番最後の3の影響額でございますが、影響する世帯としてはいい面、悪い面あるかと思いますが110世帯、271名で、税の増収としては84万3,000円という見方でございます。

国保のシステムにつきましては、いわゆる所得の多い方が所得の少ない方を助ける援護的総合支援の部分の考え方もありますので、今回につきましても、高額納税者といえますか、所得の多い方には少し御負担をしていただき、そういう反面、低所得者の方につきましてもは拡大ということで、44世帯、74名の方が増えることの改正をお願いするものでございます。

○14番（丸山千代子君） この限度額の引上げ、課税限度額の引上げによって、この対象となる世帯は66世帯となっているわけでございますけれども、そうしますと、例えば限度額いっぱいまでいきますのは年収どれぐらいになるのかということでもありますけれども、これが大体幾らぐらいの年収の世帯が109万円になるのか、お答えできたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） モデルケースとしまして4人世帯、お子さん2名、両親2名といえますか、お父さん、お母さん2名のパターンで言いますと、収入で言いますと、全て課税限度額までいきますっていう金額になりますと、約1,300万円でございます。

ですので、課税限度額が109万円ですと、約収入の8%ほど負担していただくことで心苦しい面はありますが、改正させていただくものでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 協会けんぽの場合ですと、これが年収1,300万円ですと幾らになるのかという比較をすると、これ当然、国保税のほうが高いということになります。その年収に占める割合は8%ということでありましたけれども、収入の8%を国保税が占めると、これ本当に生活できないよと。幾ら高収入だといっても、今の物価高騰では生活できないような収入になってしまうのではなかろうかというふうに思います。

それで、国は毎年、この限度額を引き上げるわけでありましてけれども、今まで幸田町は毎年の引上げではなくて、最近では毎年になっておりますけれども、状況に応じてこれをずらしてきた関係があるわけです。コロナ禍の後、今はもう本当に物価高騰のこうしたときに、これを延期する考えはなかったのかということでありまして、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 議員おっしゃるとおり、過去の経過を少し調べさせていただいたところ、平成22年まではおっしゃるとおり、1年遅れで施行してきたところがございますが、平成23年以降は政令に従って、その年度中に改正してきた経過がございます。

県内の状況を少し確認したところ、令和7年2月の時点で、少しちょっと古いので1団体は少し不明確な部分ありますが、安城市はじめ15団体が幸田町と同じ6月議会、2月が1団体、3月が22団体、4月が2団体、また専決で13団体という状態がございますので、近隣市につきましても幸田町同様、何らかの4月の前後で同じようなタイミングということを少し説明させていただきます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 大体、県内全ての自治体が今回は課税限度額、国の109万円に倣って引上げを図るということでありまして、それが分かりました。

それで、今回は併せて低所得者軽減に関わる引下げ、軽減もあるわけでございます。その対象世帯数は先ほどもお答えいただきました、44世帯が影響があるよということでありました。その影響額が、要するに引き下がるのが全体額が86万6,000円というふうに資料ではなっております。

低所得者軽減、いわゆる法定減免ということでありまして、この軽減につきましては、2割軽減につきましては、これは申請軽減になるわけでございますが、そうした取組において申請漏れのないようにきちんとやっていただきたいということでありまして、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 2割軽減、新たに23世帯、38名ありますので、こちらにつきましては6月の本算定をもって御案内させていただきますので、漏れのないようにしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 失礼しました、7割軽減でございます。これにつきましては、きちんと申請漏れのないようにやっていただきたいというふうに思います。

それで、こうした国保税の引上げ、毎年毎年、国保税が引き上げさせられることによって、やはり払いたくても払えない国保税になってきているということで、町として、今どのように考えられているのかということでもあります。滞納も増えてきている状況もございませう。また町としても、繰り入れながら軽減も図ってきていることも重々承知はしているわけですが、きちんと国に対しても物を言うべきではないかというふうに思いますけれども、これ町長にお聞きしたいと思います。

市長会のほうでは、こうした国保税の引上げに伴って、きちんと国も手当せよという申入れもしております。町村会としても、きちんとそうした取組もやっていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 国保税の引上げにつきましては、やっぱり加入者の方々に大変先ほど事務局からお話ありましたように、引き上げていくということについては大変心苦しいものがございませう。

今言われたように、国のほうにかなりそういった強く要望していく機会を町村会においてしていくということは、引き続きやっていきたいと思ひております。

事務局と今後調整しながら引上げの方向性と、また一般会計からの繰入金等、全体を調和させながら、近隣の市町の状況もありますけれども、慎重に検討しながら国のほうにはしっかりと要望していくという姿勢で臨みたいと思ひております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第41号議案の質疑を終わります。

次に、第42号議案の質疑は通告なしでありますので、質疑を打ち切ります。

ここで途中ではありますが、10分間休憩とします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、第43号議案の質疑を行います。

7番、田境 毅議員の質疑を許します。

7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） それでは私のほうから、第43号議案「工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事）」について質問をいたします。

大きく2点の質問になります。

こっちは坂崎小学校はじめ3校になりますが、今回、1億8,000万円での落札になっています。

落札価格、これが妥当かどうか。これをどのように町として判断をしているのか、まずここをお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 本件の発注に当たりましては、令和6年度に実施した3小学校体育館空調工事実施設計業務の成果を基に設計を行い、予定価格1億8,810万円、

こちら税抜きですを事前公表した上で、指名競争入札に挑んだものでございます。

応札3社の競争が働いた上で、落札者の入札金額が1億8,000万円で、落札率が95.69%の結果を考慮をいたしますと、妥当な価格であったという評価をしております。

○議長（廣野房男君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 承知をしました。

次に、今、事業者の置かれた環境、これなかなか大変厳しいところにあるんですが、この環境に対する現状把握のために、今回13社のうち、棄権3社と辞退7社になっておりますが、こちらの具体的な理由が分かればお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 本件では辞退が7社、棄権が3社、予定価格を下回る有効な応札が3社であったため、入札は成立し、落札者が決定をしております。

辞退理由につきましては、入札時に提出された辞退届の記載や当該業者への聞き取りによりますと、いずれの業者も体制が整わなかった旨の理由でございました。

辞退理由といたしまして、人的要因が挙げられていることから、業界における同種工事の受発注状況が影響していたのではないかと考えております。

また棄権につきましては、入札忘れでございます。

○議長（廣野房男君） 7番、田境 毅議員の質疑は終わりました。

次に、11番、藤江 徹議員の質疑を許します。

11番、藤江議員。

○11番（藤江 徹君） 同じく43号議案について質問をさせていただきます。

昨年の令和6年9月議会において、3中学校の一応入札して、金額を決定したという、そういうことと比較しまして、入札の業者が中学校のときは全部で10社ありました。その全く同じ10社が今回も3小学校における入札で入ってますけども、それ以外に3社が増えております。この3社はいずれも10億以上、一番大きいところで131億の資本金ある、企業としては比較的中堅から大企業のほうに分類されると思うんですけども、この3社を増やした理由。これは恐らく中学校のときに、実際にそのときもほとんどが辞退して、実は3社のみが入札しておりますけれども、その反省からだろうと思っておりますけども、その3社を増やした理由についてお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 指名業者の選定基準につきましては、幸田町入札参加者審査要綱第8条第3項及び第4項の規定によりまして、工種、その他工事、管工事では、設計金額1億5,000万以上の案件につきましては、等級A、かつ特定建設業許可業者を選定しなければならない。ただし、特に必要があると認める場合は、1級下位から選定できるとしております。

設計金額、1億5,000万円以上、2億5,000万円未満の案件では、選定業者数は10人以上とすることとされています。

本件につきましては、町内2社、プラス町外11社の全13社を選定をいたしております。

令和6年度中学校体育館空調設備設置工事が10社による指名競争入札であったことに対し、今回3社増やした理由につきましては、令和6年度の案件で指名10社中、7社に辞退があったこと。また、近年の傾向や他自治体の発注状況等を踏まえると、今回もある程度の事態が発生することを想定せざるを得ず、確実な落札の確保第一として、指名数を増やしたものでございます。

○議長（廣野房男君） 11番、藤江議員。

○11番（藤江 徹君） 分かりました。

それでちょっとお聞きしたいんですけども、私どもちょっと勉強不足で申し訳ございません。辞退という言葉と棄権という言葉、いったい具体的に何が違うんでしょうか、教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 辞退と棄権につきまして、応札がなかったことについては変わりはありませんが、次のようにその違いを明確に整理しております。辞退につきましては、正式に辞退手続等がされたものが該当をいたします。棄権につきましては、何も反応がなかった場合や、連絡がなく入札がされなかったものが該当をいたします。

○議長（廣野房男君） 11番、藤江議員。

○11番（藤江 徹君） 今回増やした3社、全くその辞退、棄権、全て皆さん、そういう企業になっております。3社増やした意味があるのかなというのはちょっとクエスチョンマークつくところですけども、その点につきまして、この金額そのものということよりも、僕はその辞退とか棄権とかいって、それを含んで、増やしたことに対する、結局その増やした企業のうちの1社でも入札が入ってくれば、増やしたこの意味が、意義があるなというふうに思うんですけども、何かその増やした、何か数を増やしゃいいってというような、そういう感触を受け取らざるを得ないというふうに思います。

そういったことで、変わらない結果ですね、3社しか入札しなかったという、中学校のときと変わらない結果となってしまった。このことに対して、どういうふうにその分析をされているかどうか。この選び方がよかったのかを含めて、どういうふうに考えられているかどうかお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 本件では、辞退が7社、棄権が3社、予定価格を下回る有効な応札が3社であったため、入札が成立し、落札者が決定に至っております。

辞退理由につきましては、入札時に提出いただいた辞退届の記載や、該当業者への聞き取りによりますと、いずれの業者も体制が整わなかった旨の理由でございました。

辞退理由として、人的要因が挙げられていることから、業界における同業種の工事の発注状況が影響をしているのではないかと考えております。

入札に向けては当然、指名業者全体の応札を見込んで手続を進めておりますけれども、特に4月は全国の自治体が多数の工事を発注することから、自社の所在する自治体の工事や規模の大きい工事を優先する傾向を伺うところでございます。

また近年の入札は、以前よりも事態が多く発生する傾向にあることを承知しています。その理由の1つとして、業者のコンプライアンス意識の高まりが働いていることが挙げ

られています。電子入札の普及に伴い、入札結果が全て公表される現在にあつては、自社の持つ技術者数に比例して、過剰な応札数があることはコンプライアンスを問われかねないため、今は辞退を含めて、適切に対応しているとの業者の声も耳にしております。

辞退も業者の意思表示である以上、これが発生することはやむを得ないものとして捉えております。しかしながら、一方で競争原理をより促進するためには、極力多くの入札参加を得た入札が行われることが重要であると考えており、今回の結果を踏まえまして、指名業者の選定につきましては、一層の慎重を期して行っていく考えでございます。

○議長（廣野房男君） 11番、藤江 徹議員の質疑は終わりました。

以上で、第43号議案の質疑を終わります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

7番、田境 毅議員の質疑を許します。

7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） こちらも2点、大きく確認をさせていただきます。

工事の請負契約について、高齢者生きがいセンター移転施設改修工事になります。これ今回は1億3,000万円での落札ということで、先ほどと同様ですが、落札価格が妥当かどうか、どのように判断しているのか、こちらのほうの確認をお願いします。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 本件の発注に当たりましては、令和5年度に実施いたしました高齢者生きがいセンター移転施設改修設計業務及び令和6年度に実施いたしました高齢者生きがいセンター移転施設改修設計修正業務の成果を基にして設計を行い、予定価格1億3,300万円（税抜き）を事前公表いたしました上で、指名競争入札に挑んだものでございます。

応札9社の競争が働いた上で、落札者の入札金額が1億3,000万円で、落札率が97.74%の結果を考慮いたしますと、妥当な価格であったと評価をしております。

○議長（廣野房男君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） はい、承知をしました。

次に、事業者の置かれた環境、こちらも先ほどと同様であります。この環境に対する現状把握をしたいと思っておりますので、この10社のうち、辞退1社、こちらの具体的な理由をお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 本件では辞退が1社、予定価格を下回る有効な応札が9社ございました。

辞退理由につきましては、入札時に提出された辞退届の記載によりますと、技術者の配置ができないとされておりました。設計書や仕様書等を見て、慎重に総合的に判断がなされた結果、やむを得ず辞退に至った模様でございます。

○議長（廣野房男君） 7番、田境 毅議員の質疑は終わりました。

以上で、第44号議案の質疑を終わります。

次に、第45号議案の質疑を行います。

7番、田境 毅議員の質疑を許します。

7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） では、こちらは財産の取得についてであります。小型動力ポンプ付水槽車の件になります。

こちらは6,250万円での落札であります。こちらも落札価格が妥当かどうか、どのように判断をされているのかお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 本件の発注に当たりましては、業者への聞き取りやそのほか、他自治体での類似事例の情報を基にして設計を行い、指名競争入札に挑んだものでございます。1回目の入札では予定価格に達しなかったため、2回目の入札に進み、落札となったものでございます。

2回目に進んだ入札も応札が複数あり、競争が働いた上で、落札者の入札金額が6,250万円、落札率が99.64%の結果を考慮すれば、妥当な価格であったと評価をしております。

○議長（廣野房男君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 承知をしました。

次に、事業者の置かれた環境に対する現状把握、こちらもさせていただきたいと思えます。今回、8社のうち、辞退が5社であります。こちらの具体的理由が分かりましたら、お聞かせください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 本件につきましては、1回目の入札に当たりましては全ての業者が応札をしております。2回目の入札を辞退した5社につきましては、1回目の応札額以下での入札が困難である旨の辞退でございました。

○議長（廣野房男君） 7番、田境 毅議員の質疑は終わりました。

以上で、第45号議案の質疑を終わります。

次に、第46号議案の質疑を行います。

6番、岩本知帆議員の質疑を許します。

6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 令和7年度の幸田町一般会計補正予算についてお聞きします。

歳出の15款10項10目の奨学金制度の開始予定なんですけれども、議会開会のときに町長の挨拶より、7月開始が見送られるということがありましたが、実際、今後、どれぐらいの時期になるか等の見込み等がありましたら教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） この奨学金制度につきましては、5月の協議会で説明させていただきながら、6月議会で補正予算を経た後に、7月から申込の募集を目指して事務を進めてきたところでございます。

このような中で、寄附者の方が亡くなられたという御連絡をいただいておりますので、今後の在り方について、寄附者の相続人の方の意向をお聞きした上で、今後も寄附が頂けるのか、今までの金額でこれで終わりなのか、そういったところも含めまして、制度の再設計を行っていきなというふうに考えております。

現在、相続人の方と一応お会いする日程を調整をしておるということでございますので、このお会いした後、どのような方向性が出されるかによりまして、再度、この奨学金制度をどのようにしていくかということも、また御報告をしていきたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） はい、分かりました。

多分、なかなか後ろにずれ込んでいってしまうと、実際、令和8年度に進学する子の進学が見送られることにもなりかねないですので、なるべく早く始められるといいかなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、15款10項10目のNHK受信料についてお聞きします。

既存のカーナビのテレビを受信しないように変更する予定等がありますでしょうか、教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 奨学金につきましては、町のほうも寄附者の方の意向をくみまわして、町民の方に対して奨学金のほうを出していきたいという思いで今まで進めてまいりましたけれども、相続人の方の意向もあるということでもあります。なるべく早く方向性を出していきたいとは思っておりますけれども、こちらについては時期のほうはまだ未定ということをお願いしたいと思っております。

それから、NHK受信料について、既存のカーナビを受信しないようにすることでもありますけれども、こちらにつきましては、公用車の所管におきまして必要性の有無でありましたり、撤去作業実施の可否を確認した上で、撤去可能と判断したものににつきましては、受信機能を撤去していく考えでございます。

それから、今後につきましてはですけども、カーナビゲーションを調達するときにつきましては、特に必要がある場合を除いて、テレビ放送の受信機能のない機器を選定していくようにしてまいりたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） カーナビについても分かりました。

実際、使用しないものに受信料を支払っていくのはちょっと無駄になってしまうかなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、歳出15款10項22目の安全対策費についてお聞きします。

電子回覧板等のシステム構築について、岡崎市では既にモデル地区を挙げて実施している事例があるんですが、幸田町として具体的に今後導入予定のシステム候補等がありましたら教えてください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 岡崎市では地区放送に代わるもの、電子回覧板としてのふだん活用しており、災害時には安否確認や被害状況報告用としてシステム導入すると伺ってはおります。

補正成立前、かつ入札前でございますので、事前審議にならないような説明となりますが、システム導入に当たりましては、導入実績のある県内外の自治体を参考に検討し

ておりまして、候補となるシステムは複数存在しているのを確認しているところでございます。

今回導入を進めるに当たっては、業務仕様書及び機能仕様書を基に、企画提案書の提出及びプレゼンを行う公募型プロポーザル方式を採用して、その評価結果で導入するシステムを決定するというように考えておるため、どのシステムを採用するという点までは現在決まっておられません。

補正予算成立後の予定といたしまして、提案業者の公募をまず行って、その後、参加表明をしていただいて、質問があれば質問を受け付けまして、参加資格の確認、質問に対する最終回答、そして企画提案書の提出をしていただきまして、その後、プレゼンを行いまして、その後、その審査を行って、審査結果を通知して業者を決めていくという事務の進め方を現在考えておるところです。

公募型プロポーザル方式により決定した業者と優先交渉権者として随意契約をしていくと、こういう流れで現在考えております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本知帆議員の質疑は終わりました。

次に、1番、藤本和美議員の質疑を許します。

1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 歳出の15款10項50目コミュニティ推進事業、コミュニティ活動用機材購入補助金についてです。

こちらの補助金は、昨年も不採択があったと記憶していますが、今回の申請内容について伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 本年の申請の内容でございますが、豊坂小学校区のコミュニティにつきまして、マイク、スピーカー、アンプ等の放送設備、こちらにつきましては240万円の申請をさせていただきまして、採択ということになりました。

もう一点であります、深溝小学校区のコミュニティの関連でございますが、折り畳み椅子101脚、そしてミストファン3台、これの金額が250万円、こちらの申請をさせていただいたんですけれども、こちらにつきましては不採択になったということでございます。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 深溝小のほうが不採択ということで、こちらミストファンが3台入っております。暑さ対策になるかと思いますが、不採択によって活動に支障が出ないかお聞きします。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） こちらの深溝小学校区のコミュニティにつきましては、ミストファンも3台ございましたけれども、こちらにつきましてはもう行事等で消防署のほうにも3台、お貸しいただく機材がございますので、こういったものを借用して事業を行っていくということで、現在のところは支障なく進んでおるということでございます。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 昨年も1件不採択で、今年も不採択があったということで、不採択

にならないような手だてというか対策など、どのように認識されているか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） ここ近年、令和3年から令和5年まではいわゆる2か所のコミュニティにおいて採択をされておったものです。

令和6年、7年と1か所、1つのコミュニティについて減少してきたということであり、裏事情を聞きますと、こちらの財源というのが宝くじの収益ということですので、宝くじの財源が減少しているといった状況もございますので、対策としましては、1つはもう確実に頂けるようにということで、来年以降も1つは確実に申請をしていくということが続けていこうかというふうに思っております。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本和美議員の質疑は終わりました。

次に、7番、田境 毅議員の質疑を許します。

7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 私のほうからは、令和7年度一般会計補正予算の中で、50款10項10目常備消防一般事業について、NHK放送受信料87万6,000円の計上についての確認をさせていただきます。1点だけです。

施設分に関しては唯一、消防本部で2台が計上されています。本庁舎及びほかの公共施設では、この経過から正しく処理をされていたんだろうなという理解をしています。

それらのことから、この消防本部はほかの部署とは違う仕事の進め方になってないかというところが懸念をされておまして、この確認をいたします。

再発防止は、要因分析を基に統一した対策が決定すれば、たとえ部署が違ってても再発防止可能と考えられます。施設分においては、複数の施設がある中で消防のみですので、これらの事実を考えますと、ほかに全体で17台公用車もありましたが、これの対策とは分けて、独自のその施設に対する対策が必要ではないかと感じています。

確実な再発防止につなげていただきたいということを思っておりますので、この施設分2台の発生要因、こちらをお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） テレビ等受信機設置状況の確認、すなわちNHK放送受信契約の確認につきましては、例年11月頃にNHK名古屋放送局から翌年4月1日現在の設置予定台数についての照会を受けております。これに回答することにより、毎年度の整理としてございます。NHKに対しましては、財政課で各課の設置状況を取りまとめた上で回答をしております。この取りまとめに関しましては、消防本部を含む全庁に対して、その設置状況を財政課に報告するよう周知しており、消防本部が特段、他の課と異なっていたという認識はございません。

今回の契約漏れにつきましては、事業所の放送受信契約に関しましては、フロアごとではなく、部屋ごとの契約が必要であることについての認識が不足していたことによるものでございました。これは消防本部に限らず、他のいずれの課においても起こり得るものであり、反省をしております。

財政課におきましては今回の事態を深く反省するとともに、教訓として、毎年の確認時期には受信契約が必要な場合を特に強めて周知することで、対象の捕捉の徹底を図り、

再発防止対策とする考えでございます。

○議長（廣野房男君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 議員からも消防本部2か所ということで、その発生要因、再発防止という言葉がありましたので、消防本部からも回答させていただきます。

この2つの放送受信機については、1つは平成30年4月に岡崎幸田消防指令センターの稼働に伴い、1階の災害対策室に設置した受信機であります。

もう一つは、退職された消防職員から令和3年5月に寄贈いただきました、1階食堂のテレビであります。この1階フロアについては、消防署事務所での計画が既にされておりましたので、そういったところから今回事務所においてはフロアごとではなく、部屋ごとに受信契約が必要という日本放送協会放送受信規約に対する認識の誤り、それを知ることとなりました。

今後、支払い行為に関わる契約など、前例踏襲することなく、契約等までしっかり読み込み、同様の誤りがないよう注意いたします。

以上です。

○議長（廣野房男君） 7番、田境 毅議員の質疑は終わりました。

以上で、第46号議案の質疑を終わります。

次に、第47号議案の質疑は通告なしでありますので、質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ただいま一括議題となっております第37号議案から第47号議案までの11件は、会議規則第39条の規定によって、開会日に配付の委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、来たる6月24日までに取りまとめ、6月25日の本会議で報告願います。

委員会の会議場はお手元に配付のとおりですので、よろしく願います。

次回は、6月25日水曜日、午前9時から会議を再開します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

長時間、お疲れさまでございます。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和7年6月11日

議 長

議 員

議 員